

耐空類別普通N類の回転翼航空機の型式についての
教育訓練に関するガイドラインについて

航空法施行規則の改正（平成12年9月1日施行）により耐空類別が回転翼航空機普通N（以下「N類」という。）に係る整備士資格が、型式限定から等級限定となりました。

これはN類の回転翼航空機について全般的に型式毎の差異が従前より少なくなってきたことによります。しかし、回転翼航空機の型式毎の差異は少なからず存在していることから、整備後の確認の経験がない型式の回転翼航空機について、整備後の確認を行う場合は、事前に当該型式の回転翼航空機についての教育訓練が必要と考えます。

この場合の教育訓練のガイドラインを下記のとおり設定しましたので教育訓練を行う場合の参考として下さい。

なお、自社による教育訓練の実施が困難な場合には、当該訓練が可能な会社等にて訓練を受けて下さい。

記

1. 二等航空整備士の業務を行う場合

(1) 学科訓練は、次の科目を含む35時間（多発機の場合は55時間）を標準として実施することとする。

ただし、受講者の経験等に応じて必要な時間を付加することとする。

- ① 機体概要及び構造
- ② 諸系統
- ③ 飛行規程及び性能

(2) 実技訓練は、次の科目を含む30時間（多発機の場合は40時間）を標準として実施することとする。

- ① 動力装置の操作（3回以上の試運転を含む。）
- ② 100時間相当の定時点検の実施又はそれを模擬したもの

2. 二等航空運航整備士の業務を行う場合

(1) 学科訓練は、次の科目を含む10時間（多発機の場合は15時間）を標準として実施することとする。

- ① 機体概要及び構造
- ② 諸系統
- ③ 飛行規程及び性能

(2) 実技訓練は、次の科目を含む10時間（多発機の場合は15時間）を標準として実施することとする。

- ① 日常点検の実施
- ② 二等航空運航整備士の業務に含まれる整備作業又はそれを模擬したもの